

被扶養者認定に必要な添付書類

下記表より、それぞれに必要な該当書類番号の書類を提出してください。

なお、複数の項目に該当する場合もありますのでご注意ください。

また、提出いただいた添付書類で判断できない場合は、別途、追加書類の提出をお願いします。

対象者の 年間収入	対象者の 年齢	対象者の状況				書類番号
届出日以降 1 年間に 見込まれる 収入がない	18歳未満	出生児				不要
		被保険者入社時における実子及び養子				不要
		上記以外の子				①
	18歳以上	届出日以前から収入がない				① ②
		届出日以降、収入が なくなった	届出日まで に退職した	雇用保険 加入者	失業給付を受給しない	① ② ④ ⑧
					失業給付の受給延長	① ② ⑥ ⑧
					失業給付の給付制限中	① ② ③ ⑧
					失業給付の受給終了	① ② ⑦
					失業給付の受給資格なし	① ② ④または⑤
			雇用保険未加入者			① ② ⑨
農林水産業、自営業等の廃業、倒産				① ② ⑩		
その他の収入（※ 1）がなくなった				① ② 収入がなくなったことが分かるもの		
届出日以降 1 年間に 見込まれる 収入がある	0歳以上	給与収入 がある	労働契約の 新規締結・ 更新を契機 に届出	収入が給与のみで、今後 1 年間の収入を見込める 労働契約内容が分かる書類がある		① ⑪ ⑫
				収入が給与のみで、今後 1 年間の収入を見込める 労働契約内容が分かる書類がない（※ 2）		① ② ⑫ ⑬（※ 3）
			労働契約の 新規締結・ 更新以外を 契機に届出	昨年に引き続き、直近の課税（非課税）証明書に 記載の給与が収入基準内である		① ② ⑭
				専従者給与受給者		① ② ⑯
				給与以外の収入がある		① ② ⑫ ⑭
				人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的な収入 変動により収入基準を満たしていない		① ② ⑬ ⑮
		公的年金収入がある				① ② ⑰
		給与・公的 年金以外 の収入があ る		雇用保険 失業給付を受給（基本手当日額が収入基準内）		① ② ④
				各種手当金を受給（支給日額が収入基準内）		① ② ⑳
				自営業者		① ② ⑱
				自営業等で確定申告をする必要が無い		① ② ⑲
				その他の収入がある		① ② ⑱ ⑲ ㉔の該当するもの
該当する方は 上記に追加で 添付	配偶者または実子及び養子以外の対象者					㉔
	被保険者と別居している対象者（単身赴任及び進学による別居は除く。）					㉕
	被保険者と別居している学生の対象者					㉖

※１ その他の収入とは、株式配当、預貯金利子、個人年金（生命保険等）、不動産賃貸料等、実質収入と認められるものです。

※２ 今後１年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類がない、または給与以外の収入がある対象者については、期限付き認定となる場合があります。

※３ ㉔で算出でき得る年間収入が収入基準を超過する場合は、㉕の提出が必要です。

なお、㉔による年間収入の算出方法は、「参考」ページをご確認ください。

書類 番号	必要提出書類	発行場所
①	認定対象者状況届	－
②	課税（非課税）証明書（収入金額を記載しているもの） ※発行 3 ヶ月以内のもの。6 月以降の申請時には新年度分を提出	市区町村役場等
③	雇用保険受給資格者証（写）または雇用保険受給資格者通知書（写）	ハローワーク
④	雇用保険被保険者離職票 1、2（写）	退職前事業主
⑤	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）	退職前事業主
⑥	受給期間延長等通知書（写）	ハローワーク
⑦	雇用保険受給資格者証（写）（支給終了の印字があるもの）	ハローワーク
⑧	雇用保険の失業給付に係る誓約書	－
⑨	退職及び雇用保険未加入証明書（写） または源泉徴収票（写） （退職日の記載があり、社会保険料欄が 0 または空欄であるものに限る）	退職前事業主
⑩	個人事業の開業・廃業等届出書の本人控え（写） または廃業証明書（写）または使用収益移転証明書（写）	所管の税務署 または市区町村役場等
⑪	給与収入のみである旨の申立書	－
⑫	労働条件通知書等（写）	事業主
⑬	労働契約の新規締結日または更新日から届出日までの給与明細（写）	事業主
⑭	届出日が属する年の 1 月から届出日までの給与明細（写）または給与支払証明	事業主
⑮	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	－
⑯	確定申告書 第二表（写）	－
⑰	改定通知書（写）または振込通知書（写）	日本年金機構、各共済、各年金基金
⑱ (※ 4)	確定申告書 第一表および第二表（写）	－
	所得税青色申告決算書（写）または収支内訳書（写）	
	その他確定申告の際に提出した上記以外の書類全ての（写）	
⑲	確定申告が必要でないことを確認できるもの（住民税申告書）	－
⑳	支払調書（写）	－
㉑	支給決定通知書（写）	各手当金の支給元（保険者等）
㉒	世帯全員の住民票（原本）（発行 3 ヶ月以内のもの）（別居の場合は別居先のもの）	市区町村役場等
㉓	送金額証明	－
㉔	在学証明書（写）または学生証（写）	学校

※ 4 ⑱の提出書類で判断できない場合、「自営業者等である家族の申請にかかる直接的必要経費の申告書」等、他の書類の提出を求めることがあります。

参考

収入基準について

被扶養者として認定できる「収入基準」とは、下表のとおりです。

認定対象者	年間収入	月額	日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
被保険者の配偶者を除く 19歳以上23歳未満	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上及び概ね障害年金の 受給要件に該当する障害者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類」について

●「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類」とは

時給・労働時間・日数等を用いた下記の式で年間収入を算出できる書類をいいます。

$$\text{時給 (x)} \times \text{労働時間/日 (y)} \times \text{年間日数 (z)} + \text{交通費等諸手当 (\alpha)} > \text{収入基準}$$

60歳未満	時給 (x)	労働時間 (y)	年間日数 (z)	諸手当 (α)	認定に必要な添付書類
	1,500円	3時間/日	週4日 (年間日数208日)	なし	書類番号①⑪⑫を添付 例) 1,500円×3時間×208日 = 936,000円 (収入基準内)

●「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類がない」とは

年間収入を算出できない下記○のような労働契約内容の場合を指します。

- 「シフト制による」・・・労働時間/日 (y) や年間日数 (z) を見込めない。
- 契約期間が1年未満・・・年間日数 (z) を見込めない。
- 記載内容に幅がある
 - (例1) 「1日3～5時間」・・・労働時間/日 (y) を見込めない。
 - (例2) 「月18日まで」・・・年間日数 (z) を見込めない。
 - (例3) 「交通費あり」「△△手当1日5,000円まで」等・・・+αを見込めない。

60歳未満	時給 (x)	労働時間 (y)	年間日数 (z)	諸手当 (α)	認定に必要な添付書類
	1,500円	3時間～5時間	月17日まで (年間日数204日)	交通費 月2,000円 (年間24,000円)	書類番号①②⑫⑬を添付 例) 1,500円×5時間×204日 + 24,000円 = 1,554,000円 (収入基準超過)

●「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類がない」場合の特例

労働契約通知書等の記載内容により、年間収入が基準以内であることを見込める場合は、⑬の添付は不要です。

60歳未満	時給 (x)	労働時間 (y)	年間日数 (z)	諸手当 (α)	認定に必要な添付書類
	1,500円	1日4時間まで	月15日まで (年間日数180日)	交通費 月2,000円 (年間24,000円)	書類番号①②⑫を添付 例) 1,500円×4時間×180日 + 24,000円 = 1,104,000円 (収入基準以内)